

売上が20%以上減少した月がある場合に家賃補助を行います

事務所

②「中小企業店舗等確保支援給付金」申請フローチャート

申請期限 令和3年3月31日(水)

① 業種は次に該当しますか？

(ア) 食料品製造業 (イ) 印刷業 (ウ) 宿泊業 (エ) 飲食店 (オ) 理容・美容業
(カ) 衣服・身の回り品・飲食料品小売業 (フランチャイズ契約店を除く) (キ) 写真業
(ク) 葬儀業 (ケ) 娯楽業 (コ) 貸衣しょう業 (サ) 一般乗用・貸切旅客自動車運送業

はい



いいえ



非該当 (注)業種を限定した支援となります

② 申請時点での業歴は何年ですか？

(注)業歴3カ月未満の場合は、3カ月経過時点で申請が可能となります

(ア)1年1カ月以上



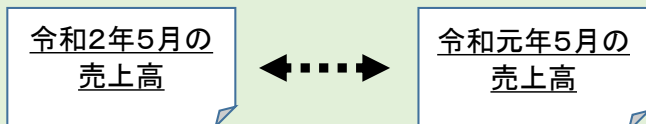
(イ)3カ月以上1年1カ月未満



③ 令和2年1月から12月までの任意の1カ月で、前年同月に比べ売上が「20%以上減少した月」がありますか？

(例)

前年の同月と比較



はい



いいえ

非該当

(注)令和2年12月までの売上高まで対象になりますので、今後において該当月が生じた場合は申請が可能となります

③ 申請時点における最近1カ月の売上が、次のいずれかと比較して「20%以上減少した月」がありますか？

(例)



(ア) 過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高
(イ) 令和元年12月の売上高
(ウ) 令和元年10月から12月の平均売上高

いいえ



はい



支給対象となりますので、同封の申請書を提出してください(1事業者1回)

※「月額家賃」の全額を3カ月分補助します(各月限度額50,000円)

(申請に必要な書類)

- (ア) 砂川市中小企業店舗等確保支援給付金申請書(別記第1号様式)
- (イ) ③の売上が確認できる書類(確定申告書類、貸借対照表、売上台帳の写し等)
※「中小企業事業継続支援給付金」に添付した場合は省略
- (ウ) 店舗等の賃貸借契約書の写し又は店舗等不動産物件の賃貸借契約証明書(別記第2号様式)
- (エ) 最近1カ月の家賃支払いの事実がわかる書類(領収書、家賃が引き落とされた通帳の写し等)
- (オ) 砂川市中小企業店舗等確保支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書(別記第3号様式)
- (カ) 通帳の写し等口座番号がわかる書類 ※他の申請で提出する場合は省略



同封の「返信用封筒」に必要な書類を入れ、投函してください